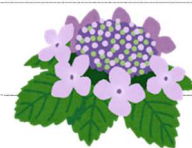




あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

6月といえば梅雨。雨の日が多くなる時期となりますが、日本の風物詩として楽しみたいですね。
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



給与等に係る源泉徴収事務への反映はいつ？

令和7年度税制改正では、給与等に係る源泉徴収事務へ影響を及ぼす改正がいくつかなされています。
源泉徴収事務への反映時期を確認しましょう。

影響を及ぼす改正とは

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整や就業調整への対応のため、所得税においては、主に次の見直しが行われました。

給与所得 控除	・ 最低保障額を65万円に(10万円引き上げ)
所得控除 の新設 (特定親族 特別控除)	・ 大学生年代(19歳以上23歳未満)の一定の親族等を有する場合には、その親族等の合計所得金額に応じた控除額(3万円～63万円)を控除
基礎控除	・ 合計所得金額が2,350万円以下である控除額を58万円に(10万円引き上げ) ・ 特例として、合計所得金額が655万円以下である場合に、合計所得金額に応じた金額(5万円～37万円)を加算する

これらの見直しに伴い、扶養親族等の合計所得金額等の要件も、次のように見直されています。

同一生計配偶者 及び扶養親族	・ 合計所得金額要件を58万円以下に(10万円引き上げ)
ひとり親の生計を 一にする子	・ 総所得金額等の合計額の要件を58万円以下に(10万円引き上げ)
勤労学生	・ 合計所得金額要件を85万円以下に(10万円引き上げ)

その他、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)など、源泉徴収事務に関わる税額表や申告書等についても見直されました。

源泉徴収事務への反映時期

居住者に対して支払う給与等(給与所得)の源泉徴収事務は、以下の2つの事務に大別することができます。今般の改正において、それぞれ反映する時期が異なります。

(1)月々(日々)の給与等を支払う際に行う源泉徴収事務

毎月(日)の給与等の支払いの際に用いる税額表や、利用する申告書等の書類、扶養親族等の数を計算する際のそれぞれの要件等の改正については、次の分より適用されます。

- ・ 令和8年1月1日以後に支払うべき給与等

そのため、令和7年中は、用いる税額表等や年の途中で扶養親族等の数が変更となる場合にも、改正前を適用することとなります。

(2)年末調整事務

年末調整を行う際に用いる税額表や申告書等の書類、対象となる扶養親族等の要件等の改正については、次から適用されます。

- ・ 令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が令和7年12月1日以後であるもの

12月1日以後であることから、通常の年末調整事務であれば改正後が適用されますが、年の途中で年末調整事務が発生した場合に、ご注意ください。



参考：財務省「令和7年度税制改正の大綱」、衆議院「所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案」他

お仕事カレンダー

6月2日(月)	・ 労働保険の年度更新(～7月10日)
6月10日(火)	・ 源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(5月分) ・ 個人住民税の納期の特例納期限(前年12月～当年5月分)
6月30日(月)	・ 4月決算法人の申告・納税、10月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) ・ 1月・7月・10月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) ・ 健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分) ・ 個人の県民税・市町村民税の納期限(第1期分) 市町村の条例で定める日まで ・ 財産債務調書・国外財産調書の提出期限



情報の収集や財産の把握に利用される調書

一定の要件に当てはまる個人が提出する「国外財産調書」や「財産債務調書」。これら調書の主な用途は、情報の収集と財産の把握および蓄積です。令和6年分の提出期限は、6月30日です。

情報の収集や蓄積を図るための調書

適正・公平な課税の推進のために、国税庁が重点的に取り組む事項の1つとして、「資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査の実施」があります。これは、増加する個人の海外投資や企業の海外取引などについて、資産隠しや国際的な租税回避に対応するため、次の点を推進し、積極的に調査を実施しているものです。

- ・情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)
- ・調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)
- ・グローバルネットワークの強化
(外国当局との連携等)

情報リソースの充実を図るために活用されているものの中には、次の調書があります。

調書名	概要	提出数
国外送金等調書	国外への送金や国外から受領した額が100万円を超えるものについて、その送金等を行った金融機関が作成して提出	790万枚
国外財産調書	国外に一定の財産を有している個人が作成して提出	12,494件
財産債務調書	一定の所得等が財産を有している個人が作成して提出	74,772件

出典元：国税庁「国税庁レポート2024」提出枚数は令和4事務年度

この他の制度も活用して、取引や財産を把握し、分析を行い、的確に対応しています。

また、富裕層における将来の相続税の適正課税に向けた情報の蓄積も図られています。

ここでは、個人が提出することとなる2つの調書について、提出義務者を確認します。

参考：国税庁「国税庁レポート2024」他

国外財産調書と財産債務調書の提出義務

(1)国外財産調書

その年の12月31日現在で、次の要件すべてに該当する個人が提出義務者となります。

【要件】(すべての要件に該当すること)

日本の居住者(日本国籍がない一定の個人を除く)

であること

が保有する国外財産の合計が5,000万円を超えていること

() 国外財産例：国外に所在する不動産、国外に所在する銀行に預け入れをしている預金等

(2)財産債務調書

次の要件のいずれかに該当する個人が、提出義務者となります。

【要件】(いずれかの要件に該当すること)

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産若しくは合計1億円以上の有価証券等を有すること
その年の12月31日において合計10億円以上の財産を有すること

いずれの調書も、令和6年分は令和6年12月31日の現況により判断します。外貨建ての財産は、年末の為替相場で円換算します。注意しましょう。提出義務者は、令和7年6月30日までに作成して税務署へ提出します。



お 仕 事 備 忘 録

- 1. 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)...**住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。
- 2. 個人住民税の納期の特例...**給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。
- 3. 労働保険の年度更新...**労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。なお、特定法人(資金が1億円超の会社等)については、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務化されています。
- 4. 賞与支払届の提出...**賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。